

第178回広島県開発審査会議事録

1 日 時 令和5年2月6日（月）14時00分から14時45分まで

2 場 所 広島市中区基町10番3号
県庁自治会館101会議室

3 出席委員 真田委員，塚本委員，家頭委員，川崎委員，山木委員，藤原委員

4 議 案

議案番号	議案	土地の所在	開発等の目的	審議結果
1	開発行為の許可について	東広島市	産業廃棄物処理施設	議 決

5 担当部署 広島県土木建築局都市環境整備課都市開発グループ
TEL (082) 513-4127 (ダイヤルイン)

6 会議の内容（概略）

事務局（広島県）

（配布資料等の確認。）

会 長

それでは，審議に入ります。

第1号議案について，東広島市より説明をお願いします。

東広島市

第1号議案説明。

会 長

ただいまの説明について，御意見，御質問はございませんか。

委 員

先ほどの説明において，申請地は土砂災害警戒区域内ではあるが，土砂災害特別警戒区域内ではないとの説明がありましたが，造成に当たって，山からの水を受ける柵等を設置していると思います。その説明をお願いします。

東広島市

山からの沢の部分に堰堤が設置されています。また，既設の最終処分場にも採石法や廃掃法の許可を得ている。今回開発許可を受けるにあたって，敷地内の安全性は確保できていると考えています。

委 員

今回施設を新設する敷地の山側は切土を行っていることから、排水施設が設置されていると思います。今回、切土の側に隣接して斜路を設置することとなっていますが、そこの兼ね合いはどのようなになっていますか。

東広島市

採石法に基づいて、既に切土を行っています。採石法で採石を採取した後の法面は1割8分の勾配とし、高さ5m未満で段を設置しています。斜路を設置する法面には、新たに排水路を設け、既設の水路に接続することで、適切に排水が処理できるような計画となっています。

会 長

他に御質問はございませんか。

委 員

先ほど、「この処理施設から排水は発生しない。」との説明がありましたが、図面上、温水路等が設置されることとなっています。このような箇所から排水は発生しないのでしょうか。

東広島市

処理施設では水を使用しますが、排出されるガスが高温のため、冷却するために水を使用します。ただし、この水は循環させる形で使用し、最終的には蒸発する。その蒸発分の水を新たに投入して循環させることから、排水は発生しないこととなっています。

委 員

排水が出て、生態系に何等かの影響があってはならないと思い、ご質問しました。排水が発生しないということで、分かりました。

会 長

他に御質問はございませんか。他にご質問がないようですので、当議案を原案とおりのり決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長

当議案を原案のとおりのり決定させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の議案すべての審議を終了いたしました。

進行を事務局にお返ししたいと思います。

7 閉 会

8 会議の資料名一覧

- ・各議案の資料一式
- ・広島県開発審査会関係例規集 等